

議会案第3号

寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記のことについて、別紙のとおり寒河江市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月21日

提出者 議会運営委員会

委員長 荒木春吉

寒河江市議会議長 柏倉信一殿

## 寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条の規定」を「の規定」に改め、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「次条」を「次条第2項」に改め、同条第2項第1号ア中「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する自己」を「自己」に改め、同条第2項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第28条第2項及び第40条第3項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第49条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第30条の規定」を「の規定」に改める部分に限る。）、第17条第1項及び第2項第1号ア、第19条第1項及び第2項、第28条第2項、第40条第3項並びに第49条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表第39条第1項第1号の項の改正規定 令和7年4月1日

(3) 第54条から第56条までの改正規定及び附則第2項から第4項までの規定 令和7年6月1日

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 4 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、議長が別に定める。

## 理 由

刑法及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。